

# 山梨県公報

第二千七百八十号

平成三十年

四月二日

月 曜 日

## 目次

○救急病院等の認定……………一六一

○山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………一六一

○一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………一六一

## 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一六一

○基本測量の実施……………一六一

○開発行為に関する工事の完了について(二件)……………一六一

## 告 示

### 山梨県告示第百十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年四月二日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 後 藤 齋

名称	所在地
一般財団法人山梨整肢更生会富士温泉病院	笛吹市春日居町小松千百七十七番地

二 認定期限 平成三十三年三月三十一日

### 山梨県告示第百十四号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成四年山梨県告示第百十五号の二)の一部を次のように改正し、平成三十年十月一日から適用する。

平成三十年四月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一(三)12中「西八代郡市川三郷町宮原字御領戸四十番一」を「南巨摩郡南部町福土字石合二万八千三百四十六番」に改め、「区間」の下に「(南巨摩郡南部町中野字中尾三千七百六十五番から同郡身延町波高島字追沢千三百四十七番二までの区間を除く。)」を加える。

### 山梨県告示第百十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年四月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 認定番号 山梨県指令建住第五千三百五号一

二 認定対象区域 笛吹市春日居町小松字宮東三十八番及び四十三番二

三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

## 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成三十年三月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ライフサポート

2 代表者の氏名 矢部直明

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市羽黒町八百二十九番地六

4 定款に記載された目的 この法人は、障害児者の人権を守り、豊かな地域生活を保障するために相談支援事業を行い、当事者や家族が住み慣れた地域で、安心して

自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に寄与することを目的とする。  
三 縦覧期間 平成三十年三月二十六日から同年四月二十六日まで

◎ 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

◎ 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年四月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字桜休場六千八百二十七番、六千八百二十八番、六千八百二十九番、六千八百三十番二の一部、六千八百三十二番、六千八百三十三番、六千八百三十四番、六千八百三十六番一の一部、六千八百三十六番二の一部、六千八百四十三番二及び六千八百四十四番の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡富士河口湖町船津七百八十七番地 登り坂石油株式会社 代表取締役社長 渡邊良孝

◎ 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年四月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字唐松入四千八百十七番一、四千八百十七番二、四千八百十七番五、四千八百十七番六、四千八百十七番七、四千八百十八番一、四千八百二十八番一及び四千八百二十九番一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡鳴沢村二千二百七十四番地 株式会社

社奈良紙器 代表取締役 奈良秋幸